## 総合工学系研究科における博士の学位に関する申合せ

(趣旨)

1 総合工学系研究科における博士の学位の取扱いについては、大学院学則、学位規程、総合工学系研究科規程及び総合工学系研究科における博士の学位に関する取扱細則(以下「学則等」という。)に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

(予備(下見)審査報告書の提出)

2 予備(下見)審査委員会委員長は予備(下見)審査終了後,予備(下見)審査委員全員の「予備(下見)審査報告書」を総合工学系研究科の各キャンパスにおいて博士の学位審査が適正に行われているか否かを審議する委員会(以下「各キャンパスの博士課程委員会」という。)に提出するものとする。

(学位論文審査委員候補者の選出)

3 予備(下見)審査委員会委員長は、予備(下見)審査合格者に対し、学位論文審査委員候補者として4名以上の本研究科の研究指導教員及び1名以上の他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究機関等の教員等を選出し、「博士学位論文審査委員候補者名簿(案)」を作成すると共に、各キャンパスの博士課程委員会に提出するものとする。ただし、学位論文審査委員候補者には上記以外に本研究科の研究指導補助教員を加えることができる。

(学位論文審査・最終審査結果報告書及び学位論文審査報告書の提出)

4 学位論文審査委員会委員長は、学位論文審査及び最終試験終了後、「学位論文審査及び最終 審査結果報告書」及び学位論文審査委員全員の「学位論文審査報告書」を各キャンパスの博士 課程委員会に提出するものとする。

(記載内容の確認)

5 各キャンパスの博士課程委員会は、提出された上記 2, 3, 4について、それぞれ記載内容の確認を行うものとする。なお、記載内容の確認の過程において、疑義等が生じた場合は主指導教員又は学位論文審査委員会委員長に説明を求めるとともに、別刷等資料の提出及び記載内容の変更を求めることができる。

(研究科長への提出)

6 学位論文審査委員会委員長は、各キャンパスの博士課程委員会の記載内容の確認を受けた後、 「学位論文審査及び最終審査結果報告書」を研究科長に提出するものとする。

(雑訓)

7 この申合せを実施するために必要な事項は、この申合せの運用指針のほか各キャンパスにおいて別に定めるものとする。

附則

- 1 この申合せは、平成19年11月1日から施行する。
- 2 現に工学系研究科博士後期課程に在籍する学生については、総合工学系研究科を工学系研究科博士後期課程に読み替えて、本申合せを適用する。

附則

1 この申合せは、平成23年3月17日から施行する。

附則

- 1 この申合せは、平成29年4月13日から施行する。 附 則
- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。